

令和元年 1 1 月 2 2 日開会

# ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



## ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和元年11月22日（金）

組 合 議 会 定 例 会 閉 会 後

場 所 米子市淀江支所 大会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定に係る報告について

(2) エコスラグセンターの利活用の方策に係る検討結果について

(3) 組合文書外部流出に対するその後の対応状況について

3 閉 会

～～～～～～～～～～

### 出 席 者 （8名）

|       |     |     |      |     |     |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|
| 委 員 長 | 中 田 | 利 幸 | 副委員長 | 山 本 | 芳 昭 |
| 委 員   | 石 橋 | 佳 枝 | 委 員  | 三 嶋 | 秀 文 |
| 委 員   | 足 田 | 法 行 | 委 員  | 秦 伊 | 知 郎 |
| 委 員   | 幸 本 | 元   | 委 員  | 上 原 | 二 郎 |

～～～～～～～～～～

### 欠 席 者 （0名）

～～～～～～～～～～

### 説明のため出席した者

|                    |       |                     |        |
|--------------------|-------|---------------------|--------|
| 副管理者 米子市副市長        | 伊澤 勇人 | 事務局長                | 神庭 千秋  |
| 事務局次長兼総務課長         | 三上 洋  | 事務局次長兼環境資源課長        | 隠樹 千佳良 |
| 事務局総務課長補佐          | 林原 昭夫 | 事務局環境資源課ごみ処理広域化推進室長 | 安野 武男  |
| 事務局環境資源課長補佐        | 小林 祥弘 | 事務局環境資源課長補佐         | 加藤 公教  |
| 事務局環境資源課環境総務担当課長補佐 | 三原 剛  | 事務局環境資源課担当課長補佐      | 安田 憲   |

～～～～～～～～～～

## 事務局の職員

書記長

針田 智子 書記

堀尾 周作

~~~~~

### 1 開 会

〔午後4時38分 開会〕

○中田委員長 それでは、大変お疲れのところでございますけれども、これより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。本日は、本当にお疲れだとは思いますが、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、協議事件としては3件ございますが、案件につきまして、当局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~

### 2 協 議 事 件

○中田委員長 それでは、早速ですが、日程2の「協議事件」に入ります。まず資料の確認をよろしくお願ひしたいと思います。

○隠樹事務局次長 はい。

○中田委員長 隠樹事務局次長。

○隠樹事務局次長 そうしますと、まず1件目ですけども、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定に係る中間報告という、第1回ということでございますけれども。お手元にご覧いただけますでしょうか。

○中田委員長 よろしいでしょうか。

〔「あります」と声あり〕

○隠樹事務局次長 ではまず、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思ひます。

○加藤環境資源課長補佐 はい。

○中田委員長 はい、加藤環境資源課長補佐。

○加藤環境資源課長補佐 環境資源課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○中田委員長 はい、どうぞ。

○加藤環境資源課長補佐 そういたしますと、協議事項の1番でございますが、資料は1番、資料の1、「一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定に係る中間報告書(第1回)」の資料を御覧ください。この報告につきましては、鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会で検討しております一般廃棄物処理施設整備基本構想のこれまでの検討状況につきまして、御報告をさせていただくものでございます。おはぐりいただきまして、1ページ目でございますけれども、第1章、基本構想の策定に向けてということで、背景などについて記しております。1番目

の「基本構想について」でございますが、現在、廃棄物処理施設が老朽化しておりますので、西部圏域における将来的な施設整備の指針となるような廃棄物の基本構想を策定するというところでございます。この、ごみ処理関係事務に係る組合共同処理事務の位置づけでございますが、現在、市町村が管理しておられます既存の廃棄物処理施設を除きまして、今後新たに圏域で整備する施設につきましては、本組合で整備するという規約に今なっておるというところでございます。その規約に基づきまして、本組合で整備検討していくというものでございます。よってですね、市町村にはこの事務が今ございまして、本組合がこの整備を行うという規約になっているという確認でございます。それから3番目でございますが、「広域処理の検討の経緯」でございますけれども、これまで本組合では平成13年度に可燃ごみの処理広域化基本計画というものを策定しております。中期的には、23年度に施設整備を検討しておりましたけれども、この施設整備が中止になりまして、現在長期計画として令和14年度の施設整備を行うというような目標を立てております。これが今の基本構想につながってきているものでございます。それから、4番目の「基本構想の策定目標」でございますけれども、基本構想は、施設整備の指針、方向性というものを定めるということにしておりますけれども、下の表に掲げておりますような決定すべき事項ということで、こういった実施市町村、参画市町村ですとか、広域化の整備ケース、こういったことについてこの基本構想で定めて行きたいというふうに考えております。おはぐりいただきまして、3ページでございますけれども、5番目の「基本構想の内容」につきましては、基本構想の目次的なものでございますので、お読みいただきたいと思います。それから、4ページでございます。6番目の「施設整備に係る国の動向」でございますけれども、ポイントとしましては、広域圏での広域処理や集約化が必要であるということ。それから、廃棄物エネルギーの活用による地域振興を行っていくということ。それから、防災拠点としての位置づけも廃棄物施設に持たせる、というようなことが国の整備計画のほうで定められているということで、御紹介させていただきたいと思います。それから7番目、あり方検討会の開催状況でございますが、今年度、4回実施しておりまして、あと2回、今年度はする計画としております。おはぐりいただきまして、第2章でございますけれども、「基本構想の策定状況」。現在、基本構想でどのようなことを検討しているのかということで、この検討状況につきましては、今後の検討状況等を含めまして変更となる場合もございますので、この記載してある内容とは変更する場合がありますので、御了承いただきたいと思います。現在の状況でございますが、1番目の「ごみ排出量等の現状」でございます。これにつきましては、平成29年度の一般廃棄物の実態調査に基づいて今検討しているところでございますけれども、ごみ量の現在の状況としましては、表や図に載っているとおりでございますが、この表の合計のところ見てもらいますと、1人1日量としまして、いろいろばらつきがあります。米子市では、1,200グラム。それから日吉津村では2,500グラムというふうになっておりますが、産業構造の違いがございますので、各市町村でばらばらなごみの排出量というようなことが見てもらえればわかると思います。続きまして(2)「総ごみ排出量の実績」でございますけれども、25年度から見てもらいますと、ごみ量は合計量を見てもらいますと9万トン台で推

移しておりますが、28年度以降97,000トン、96,000トンということで、ごみ量が多少増加をしているということが見て取れると思います。それからリサイクル率につきましては、下のほうのグラフを見てもらいますと、全市町村、全国平均の21%以上というような状況でございます。県平均につきましては、クリアできていない市町村もあるという状況でございます。おはぐりいただきまして、7ページでございますが、「西部圏域人口の将来推計」でございます。将来推計の方法につきましては、住民基本台帳の人口をもとにしまして国立社会保障・人口問題研究所が作成しました推定人口の傾向を反映してつくっております。推計人口につきましては、平成29年度の実績、それから令和14年度の稼働予定の予測を見てもらいますと、約1万7,000人程度減少しているという状況でございます。では3番目、「ごみ量の将来推計」でございます。これも御覧いただければわかると思いますが、(2)のほうでございますが、29年度のごみ量、それから令和14年度のごみ量ということで、人口減少等に伴いまして4,000トン程度減少するという状況でございます。それから9ページでございます。可燃ごみ処理施設の整備ケースでございますけれども、現在見る限りでは施設の設置場所や施設数につきましてケースを設定して、必要なコスト、それから整備施設規模ということを試算をしたいというふうに考えておりまして、(2)で定めておりますような整備ケースを検討をしているところでございます。一つ目が「現状体制」。これは、現在の処理体制で将来このままいった場合の想定。それから2番目が「単独整備」ということで、西部の全ての市町村に一つ一つ施設を整備したとする場合という想定。それからケースの3が、西部に大型施設を1つつくるというケース。それからケースの②が、圏域を沿岸地域、米子・境・日吉津・大山の沿岸地域と山間地域に分けまして、それぞれに施設を一つ一つ整備するケース。それからケースの③が、圏域を日野郡とそれ以外に分けまして、それぞれ日野郡とそれ以外の地域に一つ一つつくるという2施設のケース。それからケースの④が、圏域を人口規模で二つに分けまして、それぞれに一つ一つの同じ規模の施設をつくるというケースです。これらを検討しております。これらにつきましては、ケース別の経済性、それからCO<sub>2</sub>の排出量、こういったところの検討をしていきたいというふうに考えております。それから(3)、建設費の財源計画でございますが、建設費につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、それから起債、それから起債償還に係ります交付税措置といったものが財源になってくるということで考えておりまして、それぞれ起債の種別、一般廃棄物処理事業債ですとか、過疎債、こういったものを使用した場合の財源負担について検討をしているところでございます。それから最後のページでございますが、5番目、現在精査中の事項ということで、先ほども申し上げましたけれども、ケース別の経済性や、それから二酸化炭素の排出量、あとは整備方針、分別方法、そういったことについて現在検討しているところでございます。それから、6番目のスケジュールでございますけれども、このまま継続して、検討会を開催していきたいと考えております。本年度3月末には素案を作成いたしまして、その後、パブリックコメント、そして来年の8月ごろには議会のほうに策定した計画の報告をしたいというスケジュールでございますが、現時点でのスケジュールということで御了承いただきたいと思います。説明は以上でございます。

○中田委員長 事務局から説明が終わりました。それでは、委員の皆様から質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。はい、石橋委員。

○石橋委員 まあ、あんまりよくわからないところから質問をするんですけども。以前は、大型の焼却施設のほうが国の交付金などが有利だということが、国の交付金措置などが有利だということもあった時代があったと思います。今はその辺はどうなんだろうかということで、お尋ねしたいんですが、この10ページの交付金とかの表を見ますと、過疎対策事業債などの場合はかなり有利な割合ではないかというふうに思いますが、そうしますと、大きい施設を1つ持つというよりも、地域的に分けていったほうがいいのではないかという考え方もありますが、その辺はどんなふうに検討されているのか、その交付金の状況がどうなのか。そこをお伺いしたいと思います。

○加藤環境資源課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤環境資源課長補佐。

○加藤環境資源課長補佐 組合のですね、負担の方向としまして、仮に1施設大きいのをつくった場合としまして、それぞれの市町村で起債が組めるという形をとっておりますので、個別で施設をつくって、それぞれの市町村がこの起債を借りるパターンではなくて、1つをつくっても各市町村がその大きい施設に対して市町村の割り当て分を起債を受けるという形が取れますので、当然有利な起債が充当できるという形になっております。今の広域の形ではなっております。それから交付金について、大型の施設が有利だという話でございましたけども、交付金の割合につきましては、エネルギーの効率、こういったことで3分の1か2分の1かということとわかれておりまして、通常つくる場合は高効率でない、まあ通常の場合ですと3分の1の交付金。さらにもっといろんな条件をクリアした施設については、2分の1の交付金が出るということで、施設の大小にはかかわってこないという形になっております。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○上原委員 委員長。

○中田委員長 上原委員。

○上原委員 11ページを見ていますが、5月ごろに基本構想案の決定ということで、案外早いなあと、ここはちょっと思ったんですが。9ページにそれぞれのケースが書いてあって、「現状」とか「単独」とか「1個」とかですね、こう書いてありますけれど。そういうケースを全部検討し終わって、5月ごろにはどれかもう決定をするということと考えてよろしいですか。

○加藤環境資源課長補佐 はい。

○中田委員長 加藤環境資源課長補佐。

○加藤環境資源課長補佐 ケースの検討につきましては、現在も行っているところでございますけれども、当然これらにつきましては、市町村の意向というの也十分反映していかなく

てはいけないというふうに考えておりますし、まあ市町村の現状等を調査した、各市町村が調査するということも当然必要になってきますので、5月ということでは、めどというか計画スケジュールには充ててはおりますけれども、こういったことが整ってこない、なかなかスムーズに計画策定は進んでいかないのかなということで、一応スケジュールという形で今挙げさせてもらっています。

**○上原委員** はい、わかりました。ありがとうございました。

**○中田委員長** ほかにございませんか。よろしいでしょうか。はい。それでは、ないようですので、このあたりで次のほうに進めさせていただきたいと思います。それでは、次はエコスラグセンターの利活用の方策に係る検討結果についてを議題といたします。まず、事務局から説明をよろしくお願いいたします。はい、隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** 説明の前に、資料の確認をさせていただきたいと思いますが、お手元のほうに、エコスラグセンターの利活用の方策に係る検討結果についてという資料がございますでしょうか。

**○中田委員長** よろしいでしょうか、資料のほうは。はい。

**○隠樹事務局次長** では、続けて説明のほう行なわせていただきます。

**○安田環境資源課担当課長補佐** はい。

**○中田委員長** 安田環境資源課担当課長補佐。

**○安田環境資源課担当課長補佐** 環境資源課の安田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それでは、資料2を御覧ください。エコスラグセンターの利活用の方策に係る検討結果についてでございます。内容につきましては、昨年10月よりあり方検討会におきまして、エコスラグセンターの利活用策につきまして検討を進めてまいりましたが、その検討結果を報告するものとなっております。1番には、あり方検討会が検討を行うことになった経緯、そして2番には、その検討の経過をまとめております。あり方検討会では、平成30年の8月のプラスチック選別処理事業の中止を受けまして、同年10月より検討を進めておりまして、今年度8月に検討結果がまとまっております。検討結果といたしましては、ページ下の枠に囲んでおります三つの項目を報告いたします。一つ目としては、エコスラグセンターの利活用は行わず廃止とすること。二つ目として、施設の解体は速やかに行うことが望ましいこと。最後に三つ目として、特殊車両については需要の見込める構成市町村にて活用することの3点でございます。ページをはぐっていただきまして、2ページが一番上ですが、参考といたしまして、エコスラグセンターの停止後に要しました維持管理費用をまとめております。停止後の維持管理費は、人件費を除きますと大体年間1,000万円から1,400万円程度の費用を要しております。4番以降につきましては、それぞれの三つを報告するとした理由につきまして、説明する内容となっております。2ページ下のエコスラグセンター施設概略図を御覧ください。あり方検討会におきまして、検討を行った利活用策は視察施設概要図の左から、工場棟の中にありますプラットホーム、そして真ん中にあります管理棟、一番右側のスラグ貯留棟などの施設の空きスペースを活用する案の検討を行いました。利活用策の詳細につきましては、2ページ中ほどの表に記載しております。



すが、工場棟のプラットホームやスラグ貯留棟などでは、大型ごみの保管庫や備蓄倉庫、車庫等に活用することを検討しまして、管理棟につきましては、会議室や研修施設などの活用を検討しております。3ページに移りまして(2)ですが、こちらでは、それぞれの施設の場所を活用する場合における費用の試算を行っております。エコスラグセンターは電気や水道などが工場棟で集中管理されているため、管理棟やスラグ棟を個別に活用する場合は、それぞれを独立させる設備工事が必要となります。下の表に、活用場所ごとの試算結果をまとめておりますが、解体の有無にかかわらず、全体を廃止する場合が最も安くなる結果となっております。表の一番右側に黒枠で囲ってある項目でございます。以上のようなことから、利活用は行わず全体を廃止とするとしております。理由としては、下、黒枠の中の①～③の内容となっております。ページをはぐっていただきまして、4ページの表です。施設の解体についての検討も行いました。施設の解体につきましては、今のところ起債対象事業となりますことから、解体を行った場合の市町村別の負担額を試算しております。解体費としましては、8億3,000万円として試算を行っております。続いて、(2)の解体時期の目安についても検討を行いました。目安につきましては、起債対象期間と次期ごみ処理施設の建設期間とのスケジュールの関連性を載せております。エコスラグセンターの解体の時期によっては、次期ごみ処理施設との建設の償還期間が重なることが想定されます。以上のようなことから、エコスラグセンターは速やかに解体することが望ましいとしております。理由としましては、枠に囲まれております①～③の内容となっております。次の5ページに移りまして、5ページの(4)ですが、財産処分に関する課題ですが、①のところで、環境省事業分の財産処分については、補助金の返還は発生しないことを確認しております。②の国土交通省分の補助金に関しましては、現在、会計検査院が持ち帰り判断をするとされておまして、協議中という状況になっております。③で、今後につきましては、解体にあたっては国交省と会計検査院との協議のうえ決定するとともに、次期広域ごみ処理施設の整備状況を踏まえて実施したいと考えております。最後の6番ですが、エコスラグセンターにはタイヤショベルやフォークリフトなどの特殊車両が配備されておまして、それらの活用策についても検討を行いました。構成市町村へ需要調査を行いました結果、下の表にまとめております5種類、合計6台の車両につきまして利活用を行いたいと考えております。詳細な理由につきましては下枠に囲んであるとおりとなっております。報告は以上となります。よろしく申し上げます。

**○中田委員長** それでは、説明が終わりました。委員の皆さんから質問等あったらお願いいたします。ございませんか。よろしいでしょうか。はい。それでは、ないようですので、次に進めさせていただきたいと思っております。それでは、組合文書外部流出に対するその後の対応状況について、よろしく願いいたします。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○中田委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 総務課の三上でございます。座りまして説明いたします。まず、資料でございますけども、資料3と、あと「情報漏えいの防止対策のしおり」というものをお配り

をさせていただいておりますが、こちらの2種類でございます。よろしゅうございますでしょうか。そういたしますと、説明に入らせていただきます。昨年の12月と本年1月に発覚をいたしましたごみ処理施設に關します組合文書の外部流出の対応につきまして、本年7月に当委員会を開催いただきまして、御報告をさせていただいたところでございますけれども、その際に、職員の意識改革を含めた公文書の適正管理の徹底、それから流出の真相究明の2点について御指摘をいただいております。このことにつきまして、その後の取り組みにつきまして御報告をさせていただくものでございます。1番の公文書の適正管理に向けた取組でございますけれども、(1)といたしまして「管理体制の制度に向けた取組」ということで、現在5項目、記載の5項目について取組の展開をさせていただいております。まず、4番でございますけれども、「文書取扱規程の精査」でございますが、これにつきましては現在運用状況の点検を局課長会議などを通じて行っておりますとともに、県内の広域の他団体の文書管理体制を参考といたしまして、現在、精査・見直しの検討を行っているというような状況でございます。それから5番目でございます。「文書取扱規程運用ガイドラインの作成」でございます。これにつきましては、文書管理の効果を高めるために、ガイドラインを本年度中をめどに作成をしてみたいというふうに考えております。(2)の「職員の意識改革に向けた取組」でございます。①といたしまして、先ほどの資料で御説明をいたしました「情報漏えい防止対策のしおり」を作成いたしましたところでございます。これは、昨年の12月に流出いたしました文書が、決裁中途のコピーが流出したものであるということでございましたので、しおりを開いていただきまして2ページ目3ページ目に記載をしておりますけれども、それぞれ文書の取り扱いにつきまして所属における注意事項ですとか、3番といたしまして、「個人における注意事項」、こういったことを具体的に列挙いたしまして注意喚起を図ったものでございます。また、②の「職員研修の実施」でございますけれども、このしおりを活用いたしまして、12月中に消防局、事務局を含めまして、情報漏えいの防止に関する研修会を開催をさせていただいたところでございます。続きまして2番目の、「真相究明に向けた取組」でございます。米子警察署のほうの対応状況ということで記載をさせていただいておりますが、7月18日に米子警察署のほうで事情説明をさせていただきまして、御相談をお願いしております。生活安全課、刑事第二課のほうが対応いただいております。現在、刑事第二課が担当ということで捜査のほうをしていただいているところでございます。9月25日に捜査状況の報告を受けておりまして、退職者を含めます守秘義務違反ということで捜査をいただいておりますけれども、現在の状況といたしましては、流出した文書が10年前の物であるということなどによりまして、なかなか真相に至る究明は困難な状況にあるということでございますけれども、引き続き今後も調査は継続をしていくということでの報告を受けております。説明につきましては以上でございます。

**○中田委員長** はい、今説明が終わりました。それでは、皆様方から質問、御意見等ありましたらお願いします。石橋委員。

**○石橋委員** 公務員には、職務によって知り得た住民のプライバシーなどを漏らしてはいけないという守秘義務があります。それはとても大事なことですけれども、片方で、公益に反

するようなことであれば、それを通告するという義務もあります。内部告発をした人が、そのことによって犯罪者の扱いをされたりすることではなく、内部告発をした本人を保護しなければならないという決まりもあります。私はこの件は、二つ目の文書についてはちょっとこの間の7月の委員会で初めて目にしましたので、あれが違法なことなのかどうかというところは微妙なところかなとは思って、よくわからないんですけど、1番目というか2月の文書につきましては、まあ県の、それが住民からの、あれは意見調整会というものですか、あそこで出てきたということもあって、調査に入られて勧告が出た。勧告の中に、はっきり違法行為というふうに書かれております。それについては、先ほどの一般質問の中でもちょっと、そういうふうな認識ではないという答えもありましたけれど、県もその違法行為というふうに書かざるを得ないような実態であるということがありますので、それを心配した方の内部留保であるというふうに私は考えています。その内部留保、じゃない。この内部告発をした人をですね、あたかも犯罪者のように扱うみたいなことは、本当は誤りであるというふうに私は考えます。広域議会で情報は開示して、この全容はどうなのか。本当にこれが犯罪に、犯罪というのかなあ、警察に取り締まってもらうような流出事件なのか、住民の安全を考えた内部告発であるのかも、そのことの中で明らかになるのではないかとというふうに私は考えます。

**○中田委員長** それは御意見ですか。

**○石橋委員** 意見です。

**○中田委員長** この問題については、先ほどのこの話は今まで何度も繰り返されて、見解が異なる。特に公益に反した場合というところの見解が全く違うと思いますが、御意見ということですが、あえて、もし当局のほうからありましたら。なければよろしいですけど。伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** これも今、委員長のほうから御発言があったとおりであります。石橋委員の御認識と我々事務局、当局の認識ははっきり言って違います。重ねて申し上げてもこれはなかなか平行線かなとは思いますが、県の勧告はあくまでも過去に完全に除去しきれたとは言いきれない状況があったので、それを違法行為として認定しているわけではなく、今後ますます、その後きちんとした対応をしているということも十分評価していただいた上で、したがって、こういうことが起きてはならないので、それを防ぐという意味からも、今後も引き続きしっかり法律を守って運営してください、ということを経営指導をされたという内容だということを、これは県のほうに直接確認しております。したがって、石橋委員がおっしゃったように、何か違法行為があったということを今回認定されているということは、我々の認識にもありませんし、県の認識にもないということをはっきり申し上げておきます。したがって、それに係るいわゆる内部告発といいたって、公益通報ということとはそもそも存在しないんじゃないかなというふうに考えておりますが、引き続き警察の協力を得ながら真相を究明してまいりたいと思っておりますし、石橋委員も御覧になったということですので、御協力いただければと思います。以上であります。

**○中田委員長** ほかに、その他何かありませんか。あの1点だけ。この委員会でこの文書の

流出のことを扱うということで、前回開いたときに、この委員会で出た要請も含めてこれを今報告を受けたということです。本来ならね、総務のところかもしれませんけども。それと一つ、例えばこのしおりの中に若干ですけど、決裁中といいますか、例えばこういう議事録なんかがですね、会議議事録なんかが作成途中において、とりわけ相手がいることから、相手と確認する場合があります。これで間違いないです、こういうことでよろしいですと。そういったときのこともぜひ徹底していただきたいと思うんですけど。そういうときの文書管理をどうするか。安易に、例えば他人にですね、コピーを渡してしまったりとか、というようなことも含めて、要するに後になって出どころがわからなくなるみたいなことが。変な流れ方をするみたいな、文書が。あってはいけない。そういう途中のですね、相手側との確認、文書確認みたいなところもぜひ徹底していただきたいと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

○三上事務局次長 はい。

○中田委員長 はい、三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、御指摘といいますか御意見をいただきましたけれども、実は、組合のほうでも現在会議録の作成方法につきまして、どういう形がいいかということを含めまして現在検討といいますか、整理をしている段階でございます。今まで西部広域の会議録につきましては、全文を起こすというような会議録が主流でございましたけども、会議録の作成のされ方によっては、今お話がありましたように、当事者同士での確認を取るというものであったりすとか、目的がそれぞれございますので、今それぞれの目的に沿った会議録にしていこうという形で進めさせていただいております。そういった中でですね、今御意見をいただきました確認の仕方等についても、一定のルールをつくってまいりたいというふうに考えています。

○中田委員長 はい、わかりました。ほかにないようですので、よろしいでしょうか。

~~~~~

### 3 閉 会

○中田委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもちましてごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

〔午後5時14分 閉会〕

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長      中田   利幸